

組換え DNA 実験室管理手順書 (P446-~~136~~-2)

1. 目的

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律2004年2月施行の順守

2. 手段

- (1) 大学遺伝子組換え実験等安全管理規程および信州大学常田キャンパス遺伝子組換え実験実施細則を順守する。
- (2) 組換え DNA 実験室運用管理記録(D451-13)をつける。

3. 監視測定及び是正

- (1) 責任者は組換え DNA 実験安全主任者とする。
- (2) 責任者は半期に1度(9月、3月)組換え DNA 実験室の運用状況を確認し、環境委員会に報告する。

4. 不適合の判断基準

実験室の使用記録、遺伝子組換え体の保管・廃棄・運搬の各項目について手順から逸脱した不備がある場合には、不適合と判断する。

年月日	改定の内容	改定理由	承認	作成	保管
2006.8.1	制定		阿部	林田	宮原
2006.11.24	改訂	JACO の指摘による	阿部	林田	宮原